

Reitaku University Business Ethics & Compliance Research Center

R-bec

Working Paper No.14



ハラルに関する先行研究の整理

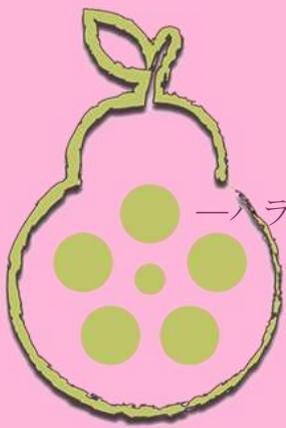
—ハラルサプライチェーンマネジメント研究の位置づけと現状—

麗澤大学大学院経済研究科 博士課程

藤原 達也

平成27年7月13日

発行者:麗澤大学企業倫理研究センター



ハラールに関する先行研究の整理
—ハラールサプライチェーンマネジメント研究の位置づけと現状—

PDFKIWI

藤原 達也

麗澤大学大学院経済研究科 博士課程

Positioning of Halal Supply-Chain Management Research: A Review of Halal Literature

Abstract

This study aims at positioning halal supply-chain management research in the broader field of halal study as a whole and reviewing this literature by classifying and analyzing previous research concerning halal issues. Nowadays, the pressing issue that needs to be addressed is, “How do these companies establish, operate, and manage supply-chains in Muslim markets”? Thus, as a preliminary attempt to answer this question, the researcher exhaustively reviews the current state of halal supply-chain management research.

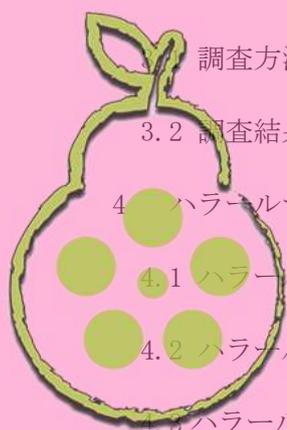
This study included several main findings. First, although there has been an increase in halal literature over the years, the studies mostly focus on Muslim consumer behavior, which means studies on halal supply-chain management are relatively small. Furthermore, the researcher could not locate any studies concerning halal supply-chain management written in Japanese. Second, the researcher identified several challenging problems in the area of operations and management of halal supply-chains such as logistics and traceability. Third, there is still room to research halal supply-chain management more concretely. Some research concerning the requirements of halal supply-chain management in respective areas and ways of selecting suppliers in halal supply chains have already been conducted. However, the effectiveness of the research results has yet to be verified.

Therefore, comparing those previous studies to business practices and analyzing methods of selecting suppliers may contribute to halal supply-chain management research that enables companies to properly control their halal supply-chains.

Keywords: halal, haram, halal supply chain management, halal logistics

目次

1	はじめに	1
2	ハラールサプライチェーンマネジメントの概要	2
2.1	イスラームにおけるハラール概念の位置づけ	2
2.2	ハラームとされる物事の内容	4
2.3	ハラールサプライチェーンマネジメントの定義	5
2.4	ハラール製品に対する消費者の不買運動	6
3	ハラールサプライチェーンマネジメント研究の位置づけ	9
3.1	調査方法	9
3.2	調査結果	11
4	ハラールサプライチェーンマネジメント研究の現状	13
4.1	ハラールサプライチェーンの問題点	13
4.2	ハラールサプライチェーンマネジメントへの HACCP の応用	19
4.3	ハラールサプライチェーンマネジメントの要求水準	26
4.4	ハラールサプライチェーンにおけるサプライヤーの選定	31
5	結び	33
	参考文献	35
	巻末資料：収集論文の一覧	31



PDFKIWI

目次

図 1 ハラル食肉サプライチェーンのハラルコントロールポイント	22
図 2 ハラルサプライチェーンマネジメントの基盤	27
図 3 ハラルロジスティックスの基盤	28
図 4 ハラル規格に対する順守状況の評価マトリックス	33



表 1 ハラルに関する文献数の推移	11
表 2 ハラルに関する文献の領域別内訳	11
表 3 ハラルに関する文献の対象別内訳	12
表 4 企業に関する文献の内容別内訳	12
表 5 ハラルサプライチェーンの問題点	19
表 6 ハラル食品サプライチェーンのハラルコントロールポイント	24
表 7 サプライチェーンマネジメントへのハラルの適用	27
表 8 輸送でのハラルコントロール	29
表 9 倉庫内でのハラルコントロール	30
表 10 ターミナル(港および空港)内でのハラルコントロール	31

PDFKIWI

1 はじめに

本稿の目的は、ハラールに関する先行研究を整理することで、「ハラールサプライチェーンマネジメント」(Halal Supply Chain Management; 以下、HSCM と略記)研究の位置づけとその現状を把握することである。

ムスリム(Muslim)¹をターゲットとする市場が、グローバルに事業を展開する企業から注目を集めている。その主たる所以は、世界のムスリム人口の増加に起因する。2010年の時点で16.2億人とされるムスリムの人口は、2030年には、21.9億人に達すると推計されている(Pew Research Center 2011, p.14)。このため、人口の増加に伴い、ムスリムをターゲットとする市場規模も拡大している。消費財を例にあげれば、2013年、世界のムスリムによる食品(飲料品を含む)消費の総額は、1.292兆米ドルであった。その他にも、医薬品消費の総額は720億米ドル、化粧品は460億米ドルであった。2019年には、これらの数値は、各々、2.537兆米ドル(食品と飲料品)、1,030億米ドル(医薬品)、730億米ドル(化粧品)までも成長すると予測されている(Thomson Reuters 2014, p.42, p.220, p.222)²。2030年のムスリムの人口規模を勘案すれば、これらの数値がさらに上昇することは、容易にうかがい知ることができよう。ムスリムの市場は、その潜在的な市場規模において、企業にとって魅力溢れる市場なのである。

しかしながら、企業が同市場へ参入することは、容易なことではない。イスラームが独自の戒律を有するため、その信徒たちは、戒律に則り製品を選択する。それゆえ、市場へ参入する企業は、その戒律に適う製品を供給しなければならない。各国家では、イスラーム法に適った製品であることを保証する「ハラール認証」という取組みが進められており、市場参入を検討する企業は、製品へ同認証の取得を試みている³。宗教的な観点から、製品の製造および供給プロセスを見直すという点において、企業は、従来型のサプライチェーンマネジメントとは異なる取り組みが求められる。とりわけ、「ムスリムが多数派の国家」(Muslim Countries; 以下、ムスリム国家と略記)ではなく、「ムスリムが少数派の国家」(non-Muslim Countries; 以下、非ムスリム国家と略記)を拠点とする企業にとって、その取り組みは市場参入の課題となる。加えて、無事に市場参入を果たせたとしても、サプライチェーンの運営や管理において、従来とは異なる注意が払われなければならない。もしサ

¹ ムスリムとは、「イスラームの教えに帰依した者」を意味し、イスラームの信徒のことを指す。具体的には、「シャハーダ(信仰告白)を行い、六信を受け入れ、五行を守ることを誓った者」である。六信とは、信仰の礎であり、ムスリムは、アッラー(唯一無二の神)、マラーイカ(天使たち)、クトゥブ(啓典の諸書)、ルスル(預言者たち)、アーヒラ(来世)、カダル(天命)を信じなければならない。五行は、ムスリムの義務行為であり、シャハーダ(信仰告白)、サラート(礼拝)、サウム(断食)、ザカート(喜捨)、ハッジ(巡礼)の5つがある。黒田壽郎(1983)『イスラーム辞典』東京堂出版、p.45、p.137。

² 2019年の数値では、ムスリムが消費する食品と飲料品の総額が世界の21.2%、医薬品が世界の7.7%、化粧品が世界の8.2%を占めると予測されている。Thomson Reuters (2014). *State of the global Islamic economy report 2014/2015*. Thomson Reuters, p.42, p.220, p.222。

³ ハラール認証への取り組みは、1960年代初頭に、アメリカや欧州諸国のムスリムの団体によって、食肉のハラール性を確保するために始められた。Lodhi, A. (2013). *Understanding halal food supply chain, third edition*. HFRC UK Ltd, Kindle edition。

サプライチェーンの管理を怠った場合、その企業は、市場から厳しい非難を浴びることになるであろう。

かかる状況において、「非ムスリム国家を拠点とする企業が、ムスリムの市場において、如何なるサプライチェーンを構築し、如何にそれを運営および管理していけば良いのか」という基本の問いが提起される。本稿では、この問いに答えるための第一歩として、HSCMに係わる研究の位置づけと現状を探っていく。

なお、本研究において、基本の問いで想定する企業は、海外で事業展開をする日本企業である。それゆえ、上記の問いで言う「ムスリムの市場」とは、日本国内の市場ではなく、日本国外のムスリムの市場を意味している。

2 ハラルサプライチェーンマネジメントの概要

HSCM 研究の位置づけと現状を探る前に、まずは、HSCM の概要を確認することにした。ここでは、その概要を把握するために、次の2つの問いに答えていく。それは、「イスラームにおいて、サプライチェーンに何が求められているのか」、「企業が、サプライチェーンの運営および管理を怠った場合、どのような事態に陥るのか」という問いである。これにより、HSCM への要求事項とそれが抱えるリスクを解すことができよう。前者の問いについては、ハラルの概念から出発し、HSCM を定義づけることで答えていく。この問いに対し、ハラル認証の取得基準となるハラル規格を参照することも、有効な手段として考えられる。しかし、国際的にハラル規格の整合性が十分に取られていないという問題が指摘されている⁴。これゆえ、以下では、ハラル規格の参照を最小限に留め、共通認識が持たれているイスラームが有する独自の概念から、HSCM の定義に接近するわけである。後者の問いには、インドネシアとマレーシアで、企業が係わった実際の事件の経緯を辿ることで答えていこう。

2.1 イスラームにおけるハラル概念の位置づけ

ハラルの概念を知るためには、シャリーアと呼ばれるイスラームの聖法をまず見ていく必要がある。シャリーアとは、人間が守らなければならない規範であり、ムスリムの宗教的および世俗的生活が具体的に規定されたものである。つまり、シャリーアは、ムスリムに彼らの行動の善悪を判断する基礎を与えるのである⁵。シャリーアでは、ムスリムの全ての行動は、以下の5つに分類される。その分類は、①義務行為、②推奨されるべき行為、③非難も推奨もされない行為、④刑罰には処せられないが、芳しくない行為、⑤禁止された行為である(黒田 1983, p.173)。最後の「禁止された行為」は「ハラーム」(Haram)と呼

⁴ 「ハラル規格およびハラル認証の国際的な不整合」については、本稿の「4.1 ハラルサプライチェーンの問題点」で触れている。

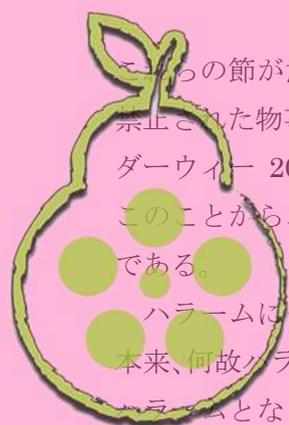
⁵ シャリーアを社会の実状に合わせ、具体化した諸規範の体系を「フィクフ」と呼ぶ。これは、イスラーム法学者の解釈が加わるため、人間による解釈の産物と見なされ、シャリーアとは区別されている。中村廣治郎(1997)『イスラームと近代』岩波書店、p.187。

ばれ、その反対の概念となる「許された行為」が「ハラール」(Halal)となる(黒田 1983, p.184)。両者の概念は、行為だけに留まらず、物と事(行為)の両方に適用されると一般的に考えられている⁶。

ハラールとハラームの関係は、神であるアッラーの言葉を示した「クルアーン」から解すことができる⁷。クルアーンには、以下のように記されている。

アッラーこそは、汝らのために地上の一切のものを創造して下さった方。そして(地上の創造が終ると)今度は穹窿に昇ってそれを均等に七つの天となし給うた。まこと、アッラーはあらゆることに通曉し給う⁸。

天にあるもの、地にあるもの、一切を挙げてお前たちの用に供して下さった。これみな(アッラー)の特別のおはからい。少しものを考えるほどの人間なら、これがれっきとした神兆だとわかるはずではないか⁹。



クルアーンが意味するのは、人間の生活を容易にするために神が全てのものを創り出し、禁止された物事を除き、全ての物事が人間に対して許容されるということである(アルカラダーウィー 2005, p.161)。すなわち、ハラールの物事とは、ハラームではない物事となる。このことから、ハラームの物事を理解することが、ハラールの概念を知ることに繋がるのである。

ハラームについては、クルアーンに明確に示されている。それゆえ、イスラームでは、本来、何故ハラームとなるかを問う必要はない(アルカラダーウィー 2005, p.161)。しかし、

ハラームとなる理由を無しにして、その概念を理解することは、いささか困難であるように思える。そこで、ここでは、その解説書として著名な『イスラームにおける合法(ハラール)と非合法(ハラーム)』を見ていくことにしたい。以下では、ハラールの概念を把握するために、ハラームとされる物事を物と行為に分けて確認する。なお、最終的には、ハラールの概念から HSCM を定義づけるため、行為についてはサプライチェーンに係わる内容を取り上げる。また、物については、便宜上、食品と飲料品に限定することにしたい。

⁶ 八木(2013)では、ある製品にハラール認証を与えることは、ハラール概念の物象化であると指摘する。ハラールが物の性質を示す概念であるがゆえに、ハラール認証を取得した「ハラールな製品」が成立するわけである。八木久美子(2013)「イスラーム的に消費するということーハラール概念の変容とその意味」『総合文化研究』16、pp.38-39。

⁷ イスラームにおいて、クルアーンがシャリーアの第1法源となる。第2法源は、スンナである。また、スンナの容器としてハディースがある。スンナ自体は、預言者ムハンマドの範例・慣行を意味する抽象概念であり、実質的な内容はハディースに表されている。第3法源は、共同体の合意を意味するイジュマーである。第4法源は、類推を意味するキヤースである。日本イスラム協会・嶋田襄平・板垣雄三・佐藤次高(2002)『新イスラム辞典』平凡社、306頁。

⁸ 『コーラン(上)』井筒俊彦訳、岩波書店、2009年、第2章29節、p.17。

⁹ 『コーラン(下)』井筒俊彦訳、岩波書店、2009年、第45章13節、p.133。

2.2 ハラームとされる物事の内容

ここでは、まずハラームとされる肉と酒に係わる物を取り上げ、その後、ハラームとなる行為を確認する。まずは、肉に係わるハラームから、その内容を見ていくことにしよう。

イスラームでは、肉に係わる以下の4つは、ハラームとされている¹⁰。第1は、死肉である。これは、屠畜や狩猟以外の原因で死んだ動物のことを指す¹¹。かかる方法以外で動物が死亡した場合、自然死だけでなく中毒や病気もその原因として考えられる。仮に動物が中毒や病気で死亡したのであれば、その死肉が人体に対し有害な細菌を持っている可能性がある。そのため、死肉を食すことは、安全衛生の観点から禁止されている(アルカラダーウィー 2005, p.169)。これに加え、屠畜行為が行われていないのも、死肉がハラームとなる理由である。屠畜行為の必要性については、後述することにした。第2は、血液である。血液が禁止される理由は、死肉同様に人体にとって有害となる可能性があるから、また、それを口にすることが人間の行為として相応しくないと考えられているからである(アルカラダーウィー 2005, p.169)。第3は、豚肉である。イスラームでは、豚は不浄な存在とされており、人体に有害であると考えられている。科学的にも、豚肉が寄生動物を運ぶことが証明されている(アルカラダーウィー 2005, pp.169-170)。第4は、アッラー以外に捧げられた動物である。つまり、これは、神であるアッラー以外の名を唱え、屠畜された動物のことを意味する。イスラームでは、屠畜行為も信仰の一部となる。屠畜は、創造された物の命を取ることであり、アッラーの名を唱えることで許される行為である。すなわち、アッラーの名を唱えることは、創造主の所有物の命を奪う、神聖な許可の宣言なのである(アルカラダーウィー 2005, p.170, pp.172-173)。

次に、酒について見ていきたい。酒とは、酩酊を引き起こす全ての物質を意味する。イスラームでは、酒で酩酊することは、人間関係を壊し、敵意や憎悪を引き起こし、宗教的義務である礼拝を怠らせる原因になると考えられている。酒を摂取することは、たとえ少量であったとしても、それが大量に繋がり、ひいては中毒を起こしかねないため、少量でも

¹⁰ クルアーンでは、肉に係わるハラームな物について、次のように記している。「これ、信徒の者よ、我らが特に汝らのために備えてやったおいしい物を沢山食べるがよいぞ。そしてアッラーに感謝せよ。もし汝らが本当にアッラーにおつかえ申しておるのなら。アッラーが汝らに禁じ給うた食物といえば、死肉、血、豚の肉、それから(屠る時に)アッラー以外の名が唱えられたもののみ。それとても、自分から食い気を起したり、わざと(神命に)そむこうとの心からではなくて、やむなく(食べた)場合には、別に罪にはなりはせぬ。まことにアッラーはよく罪をゆるし給うお方。まことに慈悲の心ふかきお方」。『コーラン(上)』井筒俊彦訳、岩波書店、2009年、第2章172節、173節、49頁。

¹¹ 「死んだ動物」から魚介類は除外される。アルカラダーウィー(2005)、p.171。しかし、イスラームの各法学派によって、魚介類に対する見解は異なる。魚介類については、以下の4つの範疇がある。①ウロコとヒレを持つものは、全てのムスリムに受け入れられる。②ヒレを持つがウロコを持たないもの(ナマズ、フカ、メカジキ、ウナギ、アンコウ、フグなど)は、多数派のムスリムに受け入れられるが、一部のムスリムは許容しない。③水中でなければ生存できない軟体動物、甲殻類、哺乳類(貝、イカ、タコ、エビ、ロブスター、クジラ、イルカなど)は、多数派のムスリムに受け入れられるが、一部のムスリムは許容しない。これらが、ハラームとされる地域もある。④水中または水辺で生活する両生類(ウミガメ、ワニ、カエルなど)は、ハラールと見なされないが、一部の法学派では水生動物として許容している。たとえば、それは、北アフリカに多く分布するマーリキー派である。富沢寿男(2014)「インドネシアの魚食文化と市場開拓」『養殖ビジネス』7月号、p.60。

禁止されなければならない(アルカラダーウィー 2005, pp.174-175)¹²。以上が、肉および酒に係わるハラームとされる物である。

行為のハラームは、サプライチェーンに係わるものとして、次の 3 つを挙げることができる。1 つ目の行為は、ハラームとされる製品の取引である(アルカラダーウィー 2006, p.120)。2 つ目は、ハラームに繋がる行為である。つまり、たとえ当事者でなくとも、ハラームに繋がる行為を行った者は、ハラームを引き起こした責任を負わなければならない(アルカラダーウィー 2005, pp.164)。3 つ目は、ハラームを偽りハラールと称する行為である。名称や形式を変更したとしても、ハラームである本質は変わらない。それゆえ、ハラームをハラールと称することは、不正行為であり禁止されている(アルカラダーウィー 2005, pp.164-165; アルカラダーウィー 2006, pp.121-122)。

それでは、誤ってハラームをハラールと称してしまった場合は、どのように考えられるのであろうか。時として、不正な意図が無く、ハラールと称しハラームの製品が取引されてしまう可能性もある。されど、その行為が、ハラームの行為であることに変わりはない。たとえ高尚な目的の下で行われた行為であったとしても、実践されたハラームの行為は、ハラームのままである。シャリーアでは、正当な手段によってのみ、正義を保証することが求められている。すなわち、意図や目的では手段を正当化することができず、ハラームはハラールとはならないのである(アルカラダーウィー 2005, p.165)¹³。

以上が、ハラームとされる物や行為の概要である。ムスリムは、ハラールの概念に基づいて日々の生活を営むため、以上で述べたハラームな物事を避けなければならない。つまり、ハラールの概念は、ムスリムの生活から、ハラームな物事を排することで成り立つのである。

2.3 ハラールサプライチェーンマネジメントの定義

以上で議論してきたハラールの概念は、サプライチェーンマネジメントに対して、次のように適用可能である。第 1 は、製品のハラール性を確保するため、製品をハラームの物質から完全に隔離しなければならないということである。当然、ムスリムは、ハラームの

¹² クルアーンでは、ハラームとされる酒について、次のように記している。「これ、汝ら、信徒の者よ、酒と賭矢と偶像神と占矢とはいずれも厭うべきこと、シャイターンの業。心して避けよ。さすれば汝ら運がよくなる。シャイターンの狙いは酒や賭矢などで汝らの間に敵意と憎悪を煽り立て、アッラーを忘れさせ、礼拝を怠るようにしむけるところにある。汝らきっぱりとやめられぬか」。『コーラン(上)』井筒俊彦訳、岩波書店、2009年、第5章90節、91節、p.49。

¹³ ただし、必要に迫られた場合は例外となる。たとえば、生命の危機に晒される場合は、ハラームとされる物を食すことは許されている。食品以外には、医薬品にも同様の考え方が適用されている。ハラームの物質が含まれている医薬品を使用する条件は、その医薬品を摂取しないと生命が危険に陥る、代用品が無くハラールな原料からそれを製造できない、イスラームの知識を十分有するムスリムの医師による薬物治療である。アルカラダーウィー(2005)「イスラームにおける合法(ハラール)と非合法(ハラーム)」抄訳 I、遠藤利夫訳、『シャリーア研究』2、p.167, pp.171-172。クルアーンでは、第2章173節と合わせ、以下の箇所にもハラームの例外について記されている。「これ、どうした、アッラーの御名で祝福されたものを汝らなぜ食べないのか。やむをえぬ特別の場合を除いて食ってならぬものについては、すでに詳しく説明して載いてあるではないか」。『コーラン(上)』井筒俊彦訳、岩波書店、2009年、第6章119節、p.230。